

上田市北部地区まちづくり協議会

令和 7 年度 定期総会資料



日時：令和 7 年 5 月 25 日（日）午後 1 時 30 分

場所：上田市中央公民館 3 階大会議室

会議次第

1 開会

- ・出席者数の報告 代議員(議決権者)46 名中委任状も含めた出席者数_____名

2 会長あいさつ

3 来賓及び参画団体代表あいさつ ・ 紹介

- ・上田市長 土屋 陽一 様
- ・上田市社会福祉協議会会長 宮之上孝司 様

4 議長選出

5 議事録署名人の指名

6 議事

- (1)議案第 1 号 規約の改正について…2 頁 (説明:事務局長)
- (2)議案第 2 号 総会の承認を要する役員の選任について…3 頁 (説明:事務局長)
- (3)議案第 3 号 令和 6 年度事業報告について…4 頁～17 頁 (説明:事務局長、各部会長)
- (4)議案第 4 号 令和 6 年度収支決算について…18 頁～19 頁 (説明:会計/監査報告:監事)
- (5)議案第 5 号 令和 7 年度事業計画(案)について…20 頁～30 頁 (説明:事務局長、各部会長)
- (6)議案第 6 号 令和 7 年度予算(案)について…31 頁～32 頁 (説明:会計)

7 議長退任

8 閉会

議案第 1 号 規約の改正について

上田市北部地区まちづくり協議会規約の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「理事 30名以内」を「理事 24名以上」に改める。

附則

この規約は、令和7年5月25日から施行する。

【新旧対照表】

改正後	改正前
(役員) 第 6 条 協議会に次の各号に定める役員を置く (1)理事 <u>24 名以上</u>	(役員) 第 6 条 協議会に次の各号に定める役員を置く (1)理事 <u>30 名以内</u>
(施行期日) この規約は令和7年5月25日から施行する。	

【改正理由】

理事は規約(第7条)で、自治会長及び直前自治会長(現自治会長の直前に自治会長であった者)のほか、運営会議で選出し、総会で承認を得た者と定められており、自治会長及び直前自治会長24名以外では、会長、副会長、事務局長ほか運営会議に出席する役員などが務めている。

協議会の発足以降これまでは、自治会長や直前自治会長が役員を兼ねているケースが一定程度あり、実人数は規約に定める30名以内であったが、自治会長や直前自治会長で役員も兼ねている者が年々減ってきており、実人数が増加してきている。

このため今後は理事の人数が30名を超えることも想定されるため、理事の定数を改定したい。

なお、現状では最大30数名程度が考えられるが、年度ごとに人数が変動するため、自治会長及び直前自治会長の24名を下限とし、上限については具体的な数字は定めず、「必要な人数」(総会で承認いただいた人数)としたい。

議案第 2 号 総会の承認を要する役員の選任について

任期:令和 7 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日まで(敬称略・順不同)

役 職 名	氏 名	
会 長	古 川 悦 子	
副 会 長	小 山 壽 一	
	掛山稔(北部地区自治会連合会会長・上紺屋町自治会長)	
事 務 局 長	山寺高太郎	
事務局次長	宮 川 隆 一(上川原柳町直前自治会長)	
会 計	岩 倉 光 男	
監 事	福澤源一郎	
	片 桐 恭 子	
部 会 長	安全・防災部会	小宮山幸男(愛宕町直前自治会長)
	文化・歴史部会	山 崎 雄 三
	環境・生活部会	田 中 守 明
副 部 会 長	安全・防災部会	荻 原 隆 雄
	文化・歴史部会	飯 島 伴 典
	環境・生活部会	町 田 和 幸
		山 寄 武 二
理 事 (規約第 7 条後 段による会員か らの選出)	古 川 悦 子(再掲・会長)	
	小 山 壽 一(再掲・副会長)	
	山寺高太郎(再掲・事務局長)	
	岩 倉 光 男(再掲・会計)	
	山 崎 雄 三(再掲・文化・歴史部会部会長)	
	田 中 守 明(再掲・環境・生活部会部会長)	
	小松崎健二(新田自治会 事務局長)	